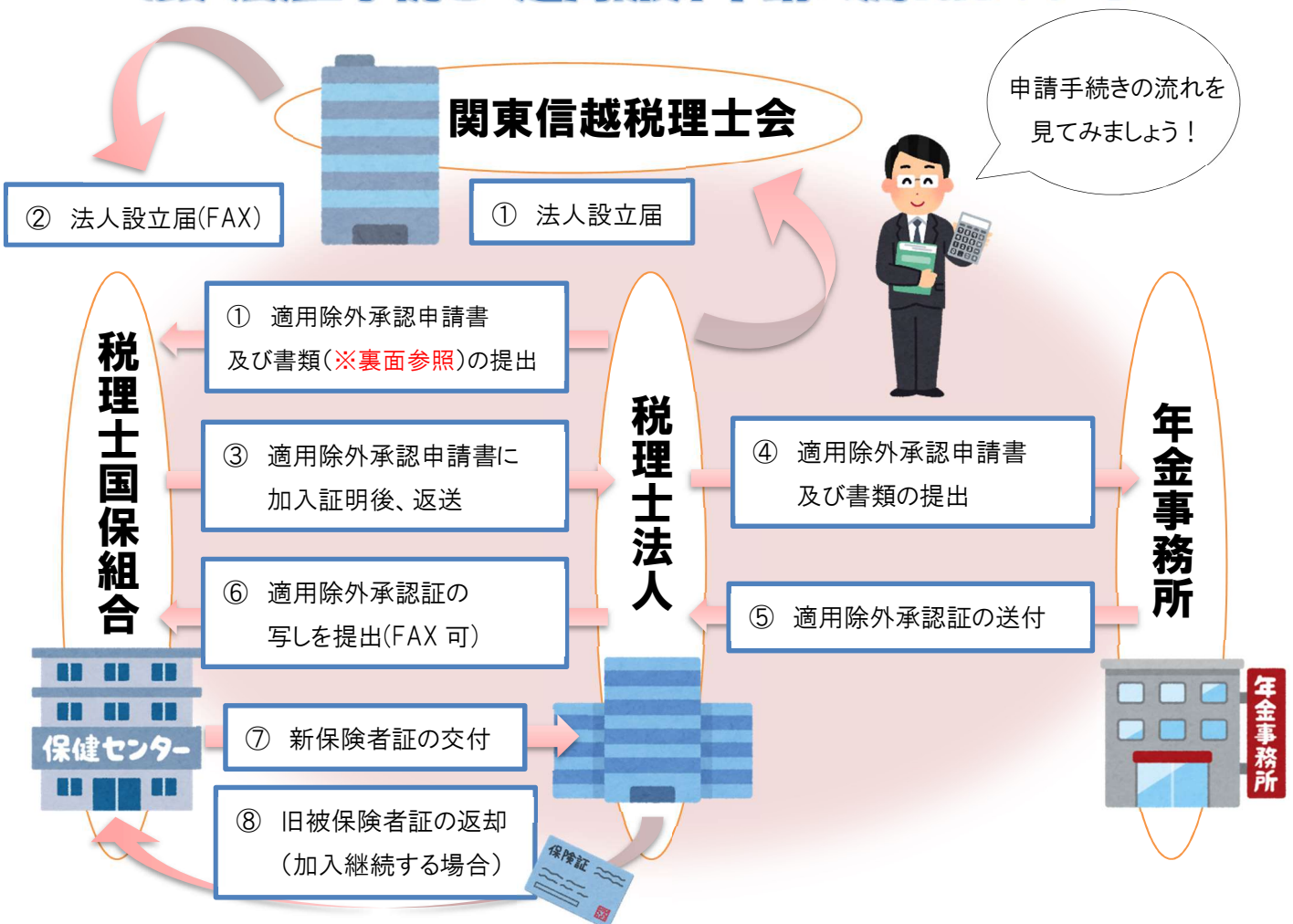




# 要注意！税理士法人の設立について

組合では「そろそろ税理士法人を立ち上げたいな…でも保険は国保がいいし…」と迷われている方から多くお問い合わせをいただきます。原則、法人の事業所は社会保険の強制適用対象となり、**厚生年金及び協会けんぽへの加入**が義務付けられています。しかし、年金事務所へ**健康保険の適用除外承認申請**の手続きをすることにより、組合へ継続加入、新規加入することが可能なのです。ただし、**手続きの順番を誤ると組合に加入することができなくなる**こともありますので、法人の設立前にしっかりとポイントをおさえておきましょう！

## 法人設立手続き・適用除外申請の流れについて



申請手続きの流れを  
見てみましょう！

- ① 法人設立の登記完了後、税理士会及び組合へ法人設立のための必要書類を送付します。
- ② 税理士会で内容を確認後、組合へ法人設立届のFAXが送られてきます。
- ③ 法人設立届と必要書類を確認後、不備が無ければ「**適用除外承認申請書**」に加入証明をして返送します。
- ④ 法人事務所から年金事務所へ「**適用除外承認申請書**」を提出します。
- ⑤ 年金事務所から税理士法人へ「**適用除外承認証**」が送られてきます。
- ⑥ 税理士法人から組合へ「**適用除外承認証**」の写しを提出します。(FAXで受け付けられます)
- ⑦ 新しい被保険者証を交付します。(事務所へ一括して郵送となります)
- ⑧ 加入継続する場合は、旧被保険者証を返却していただきます。

※裏面へ続く

# 組合への提出書類について

組合へ提出する書類は「税理士法人設立に伴い新規加入する場合」と「組合加入の個人事務所が税理士法人を設立する場合」(加入継続)で若干異なります。**提出書類に不備があると適用除外の承認申請書に証明ができません**ので、提出前に間違いが無いか十分に確認しましょう。

## 税理士法人設立に伴い新規加入する場合

- ① 登記簿謄本(原本)
- ② 印鑑証明(原本)
- ③ 定款の写し
- ④ 預金口座振替依頼書(法人口座名義)
- ⑤ **国民健康保険被保険者加入申請書**  
(様式第1号の1(A))
- ⑥ 住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ⑦ 番号確認書類  
(通知カード、または個人番号カード裏面の写し)
- ⑧ 代表税理士の身元確認書類  
(運転免許証等の写し)
- ⑨ **健康保険被保険者適用除外承認申請書**

## 個人事務所から税理士法人に変更する場合

- ① 登記簿謄本(原本)
- ② 印鑑証明(原本)
- ③ 定款の写し
- ④ **誓約書(様式第1号の16)**
- ⑤ 代表税理士の身元確認書類  
(運転免許証等の写し)
- ⑥ 預金口座振替依頼書(法人口座名義)
- ⑦ **事務所関係変更届(様式第1号の10)**
- ⑧ **健康保険被保険者適用除外承認申請書**
- ⑨ 適用事業所名称変更通知書※  
(年金事務所確認印のあるもの)

※個人事務所の時に既に厚生年金加入済の者について年金事務所へ適用除外承認申請書の提出が不要とされた場合。

※青字の申請様式は組合 HP よりダウンロード可



## 「協会けんぽ」へ一度加入すると脱退ができません!

法人の事業所につきましては、社会保険の強制適用事業所となっており、**厚生年金と健康保険のセットで加入**が義務付けられているため、**先に年金事務所へ適用申請をすると「協会けんぽ」に加入**することとなります。そして「協会けんぽ」に一度加入してしまうと**強制加入のため脱退することができない**のです。まずは上記必要書類一式を組合までご提出ください。組合で適用除外承認申請書に証明印を押した後お返ししますので、**年金事務所へはその後提出**するようにしてください。そうすることにより、厚生年金へ加入しながら、組合への新規加入及び加入継続が可能となります。

まずは**適用除外承認申請書**と必要書類を組合へ提出しましょう!



組合から**適用除外承認申請書**返却後必要書類と一緒に年金事務所へ!

ご不明な点は組合へお問い合わせください!



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

作成: 関東信越税理士国民健康保険組合

さいたま市大宮区桜木町 4-376-1

TEL: 048-631-2211 FAX: 048-644-3030